

高松市マイボトル利用促進動画制作及び広告委託業務仕様書

令和8年4月

高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課

本仕様書は、高松市（以下「本市」という。）が行う、「高松市マイボトル利用促進動画制作及び広告委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務の目的

本市では、プラスチックごみの削減のため、市有施設への給水機設置や無料で水などの飲料水を提供する「たかまつ給水スポット協力店」の登録制度のほか、市内給水スポットを検索できる「たかまつオアシスマップ」の構築を行い、日常的に給水スポットが利用できる環境づくりに努め、市民のマイボトルの利用促進に取り組んでいる。

本業務は、マイボトル利用促進の動画を制作し、効果的な発信をすることにより、今後さらに市民のマイボトルの利用を促し、持続可能なライフスタイルへの転換を図ることを目的とする。

2 業務期間

契約締結の日から令和8年12月28日まで

3 業務内容

映像制作等に必要な業務及び附属する一連の業務は、次に掲げるとおりとする。

（1）動画制作等

- ア マイボトルの利用促進と市民の行動変容を促す動画を制作すること。
- イ 「たかまつ給水スポット協力店」や「たかまつオアシスマップ」の利用につながる内容にすること。
- ウ 高松市のオリジナリティや強みを盛り込んだ内容にすること。
- エ 出演者及び撮影場所等については、本市と協議の上、決定すること。
- オ 市ホームページや SNS 広告等での動画配信やデジタルサイネージでの配信のほか、イベント等での二次利用も可能なものとする。
- カ 制作する映像の企画や構成を作成するに当たり、本市と協議した上でシナリオの作成、映像素材の編集、音入れ、ナレーション及びテロップ等の業務を進めること。

キ 本編 1 分程度、ショート編 1 5 秒程度の合計 2 本の映像を制作すること。

動画の長さや画質については、下記のとおりにする。

種類	本編	ショート編
長さ	1 分程度	1 5 秒程度
画質等	アスペクト比：1 6 : 9 画質：F H D (1,920×1,080) 以上 ファイル形式：M P 4	アスペクト比：9 : 1 6 画質：F H D (1,080×1,920) 以上 ファイル形式：M P 4

キ 動画制作に際し、人物の肖像権、音楽の著作権、撮影許可に係る調整等の許諾が必要な場合の手続は受注者において行うこと。

ク 映像完成までの各映像・ナレーション・テロップ等内容の一切について、発注者による 2 回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(2) 広告業務

ア 観光客や高松市民を中心に幅広い年齢層をターゲットとし、制作したマイボトル利用促進の動画を効果的に PR する手法を提案、実施すること。

イ 景品表示法等の関係法令を遵守し、広告・PR である旨を明確に表示し、ステルスマーケティングと誤解される手法を用いないこと。

ウ 利用媒体については SNS 等を想定しているが、最適と考えられる媒体（複数の媒体の組み合わせも可）を選定の上、その媒体選定の理由も明確にすること。

エ 提案する各媒体については、それぞれ期間を設定し、視聴回数等の目標値を設定すること。

(3) 報告書の作成

広告業務終了後、実施媒体、再生回数、視聴者属性及び完成した広告動画の公開 URL 等、業務の実施内容をまとめた「業務実施報告書」を作成し、紙媒体及び電子データで令和 8 年 1 2 月 2 8 日までに提出すること。

4 成果物の納品

動画の納品に当たっては、以下のような記録媒体にて納品すること。

(1) 映像作品

マイボトル利用促進動画（本編、ショート編）

- ・DVD：本編・ショート編をまとめたもの 1枚
- ・掲載用データ：MP4形式 本編・ショート編 各1個

(2) 提出期限

令和8年7月24日(金)

(3) 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課（担当：渡邊）

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本市に帰属する。ただし、成果物に含まれる著作物等のうち、受注者及び第三者が従前から保有する権利物に関する権利は、受注者又は当該第三者に留保されるものとし、受注者は当該権利物につき、本市が契約に従って成果物を使用するために無償かつ無期限で使用許諾を与え、又は第三者をして本市に無償かつ無期限の使用許諾を与えるよう手配する。
- (2) 本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。ただし、受注者は成果物のプロモーション目的であれば、制作事例として紹介するために受注者のホームページ上での使用及びアーカイブ等としての使用をすることができる。
- (3) 受注者は、本市が認めた場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (4) 本業務で制作・納品された成果物を、本市が無償かつ無制限で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）及び公衆送信等ができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- (5) 成果物に使用する映像・音楽等の著作権上の権利関係に関しては、受注者において全ての処理を完了させた上で納品すること。
- (6) 成果物の出演者の肖像権等については、受注者の責任において、撮影前に権利者等への了承を得ること。

- (7) 成果物については、第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (8) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (9) 文献その他の資料を引用した場合は、その文献名又は資料名等を明記するものとする。
- (10) 生成 AI の使用による動画制作は認めない。

6 その他、留意事項

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。

受注者が取り扱う個人情報については、本市が保有する個人情報として本市の個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 本市が受注者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく本市と協議を行うものとする。

- (8) 本仕様書に定めるもののほか、受注者の企画提案内容についても、適切に履行すること。
- (9) 成果物に係る第三者の著作権及び肖像権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (10) 知り得た個人情報等は、契約時に提示する個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (11) 使用する映像は、高松市内で撮影されたものを基本とする。
- (12) 本業務の委託料は旅費、資料の収集、出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼等の一切の費用を含む。
- (13) 本業務の実施に当たり、この仕様書に記載のない事項については双方協議のうえ決定する。
- (14) 売買、賃借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができるものとする（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出）。

※メールアドレス:naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。